# 会 議 記 録

会議名称	杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会 第二部会(平成29年度第2回)
日時	平成 30 年 1 月 26 日 (金) 午前 9 時 59 分~午前 11 時 35 分
場所	中棟4階 第1委員会室
委員出席者	井口順司、戸嶋哉寿男、根本尚之、小峰陽子、小林善和、高橋博、清水豪、中元直樹、立入聖堂、大久保憲和(以上敬称略)
幹事出席者	松沢智、寺井茂樹、清水泰弘(代理:山﨑佳子)
オブザーバー	兵藤正英(杉並区社会福祉協議会 地域支援課長)
委員欠席者	藤田洋二、秋澤博之、濱野實(以上敬称略)
会議次第	1 部会長あいさつ 2 新任委員紹介 3 議題 (1)福祉救援所運営標準マニュアルの作成について (2)人的な支援体制の確保について (3)医療依存度の高い要配慮者の支援について 4 その他(報告等) (1)災害時要配慮者対策事業に対する区の取組状況について (2)災害時要配慮者対策連絡協議会(全体会)の開催について
資料	<ul> <li>○災害時要配慮者対策連絡協議会 第一部会・第二部会員名簿資料 1-1 福祉救援所初動標準マニュアル(案)(入所施設版)資料 1-2 福祉救援所開設・運営標準マニュアル(案)(入所施設版)資料 2 災害時要配慮者の避難支援の流れ及び支援機関との連携体制等(案)</li> <li>資料 3 医療依存度の高い在宅療養者への支援体制について資料 4 災害時要配慮者対策事業に対する区の取組状況(平成 29 年度)</li> <li>【当日配布】</li> <li>○杉並区社会福祉協議会は、災害時に災害ボランティアセンターを開設します</li> <li>○災害ボランティアセンターの機能と役割</li> <li>○杉並区保健福祉計画(案)(平成 30 年度~33 年度)※パブリックコメント実施時(12/1)計画案:関連ページ抜粋</li> </ul>

## 座長

それでは、若干定刻前でございますけれども、皆様おそろいでございますので、ただいまから第2回目の災害時要配慮者対策連絡協議会第二部会を開催させていただきます。

議事につきましては、お手元に資料があるかと思いますけれども、次第 に沿って進めさせていただきます。

まず、新任の委員の方のご紹介ということで、事務局のほうからお願いします。

# 事務局

はい。まず、精神障害者共同作業所・グループホーム連絡会から中元委員が新任委員としてご出席いただいております。前回の部会をちょっとご欠席されましたので、ご挨拶をいただければと思います。よろしくお願いします。

# 委員

初めまして。前回欠席して申しわけありませんでした。

精神障害者共同作業・グループホーム連絡会とあるんですけど、今年度から名称が変わりまして、今、すぎなみ会議という形でやっております。 そこの今年度の担当になりました。よろしくお願いします。

# 事務局

それと、今回の会議からケア24のほうからも委員としてご出席いただけることになりましたので、第二部会はケア24久我山の大久保センター長が出席いただけるということで、ご挨拶をお願いします。

# 委員

はい。今回からお世話になります。ケア24久我山のセンター長をしています、大久保です。よろしくお願いいたします。

従前からこういう会議にというお話はいただいておりまして、なかなかケア24が20カ所ある中で足並みがというところもあるかとは思いますけども、期待されていることとか、ケア24でできることなんかをセンターに持ち帰りながら、20カ所で協議しながら一緒に考えていければと思っております。

私たち久我山のほうは「さんじゅ久我山」という特養も、福祉救援所としてもやっているところですので、あわせて検討できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

## 座長

それでは議題に入りますが、その前に資料の確認をお願いいたします。

# 事務局

はい。それでは、私のほうから資料の説明をさせていただきます。

まず、事前にお送りさせていただきました資料が、この第二部会の次第ですね。それから、第一部会・第二部会の委員名簿。それから、資料1-1としまして、福祉救援所初動標準マニュアルの案ですね。これはホチキスどめしてある資料です。それから資料1-2としまして、「福祉救援所開設・運営標準マニュアル(案)」ということで、これもホチキスどめの資料です。

それから、資料2、A4横判の「災害時要配慮者の避難支援の流れ及び支

援機関との連携体制等(案)」という資料が1枚。

それから、資料3としまして、「医療依存度の高い在宅療養者への支援 体制について」、A4縦の資料が一枚。

それから、資料4としまして、「災害時要配慮者対策事業に関する区の 取組状況」ということで、A4縦の資料が一枚。これが事前にお送りして いる資料でございます。

それと、きょう、席上配付させていただきました資料で、「災害ボランティアセンターの機能と役割」という、A4一枚の資料。それと、「杉並区社会福祉協議会は、災害時に災害ボランティアセンターを開設します」というチラシですね。チラシの写しの資料がA4一枚で一つ。

それから、参考資料としまして、杉並区保健福祉計画(案)、関連ページを抜粋したもの、ホチキスどめの資料がきょう席上配付させていただいておりますが、ない資料はございませんでしょうか。よろしいですか。

座長

はい。それでは、3番の議題のほうに入らせていただきます。

本日、3件の議題がございますけれども、初めに1件目、福祉救援所運営標準マニュアルの作成についてということで、説明をお願いします。

事務局

はい。それでは、事務局のほうから説明させていただきます。

今年度のこの第二部会の議題となっておりました、福祉救援所運営標準マニュアルの作成ということで、前回もたたき台として資料1-1の初動標準マニュアルと資料1-2の開設・運営標準マニュアルをお示しさせていただいたところです。

その場でいろいろとご意見頂戴いたしましたので、そのご意見いただいたことを盛り込みまして、今回、また改めてお示しさせていただいております。前回からちょっと変わったところを中心に説明させていただきたいと思います。

まず、資料1-1の「初動標準マニュアル(案)」なんですけれども、この1-1と1-2のマニュアルをどういう目安で活用していくのかということがちょっと曖昧になっておりましたので、初動標準マニュアル1-1の1ページ目に目安について掲載をさせていただきました。「福祉救援所初動標準マニュアルについて」ということで、一番下の図をごらんになっていただければ。24時間後までの初動対応についてが、この1-1の初動標準マニュアルを活用すると。

で、24時間以降、72時間後を目安として、開設にかかる部分についてのマニュアルが資料1-2ということになりますので、その目安に従ってこのマニュアルをそれぞれご活用いただければと思ってございます。

それから、1ページ飛ばしまして3ページ目の下の部分、「③施設運営可否の判断」。前回の協議会で施設の運営可否、それから開設をするかどうかの判断、そういったものもこのマニュアルに加えたほうがいいんではないかというようなご意見がありましたので、加えさせていただきました。

その③の施設運営可否の判断につきましては、まず、施設そのものをそのまま使うのかどうか。そういった判断をやっぱりマニュアルとしては入れておく必要があるのかということで記載させていただいております。施設が倒壊とか火災等がもし発生していた場合には、その施設にとどまるこ

とがもう既に危険ということですので、運営を続けるのかどうか、まずは そこを判断していただくということで、今回盛り込まさせていただいてご ざいます。

それから、1ページ飛ばしまして5ページ目、利用者の施設安全確認マニュアル。これは前回のたたき台でもお示しさせていただいているところなんですけれども、帳票ですね、施設安全チェックシートに基づいてチェックを行うということで、シートが前回ちょっと添付できていなかったんですけれども、次のページに施設安全チェックシートのひな形を添付させていただいております。

それから、飛びまして、9ページの、これは情報管理マニュアルの中で使用します、情報受信シート、あと10ページの情報発信シートですね。これについても前回マニュアルの中に添付できておりませんでしたので、新たにひな形として添付させていただきました。

13ページですね。避難者登録カードのひな形。これもあわせて今回添付させていただいてございます。

初動マニュアルの変更点につきましては以上でございます。

引き続きまして、福祉救援所開設・運営標準マニュアル、資料1-2のほうですね。ごらんいただけますでしょうか。

その中の3ページ目、これが前回の会議の中でご意見を頂戴した部分なんですけども、開設に当たっての考え方、可否の判断をどういった形で実施していくかということを新たに掲載させていただきました。で、開設から受け入れまでのイメージ図につきましては、その下のほうにイメージ図として掲載してございます。救援隊本隊、災害対策本部となっておりますけれども、災害対策本部と連絡をとり合って、開設できるかどうかのまずは判断をしていただいてから、受け入れ要請があった際には受け入れられるかどうかのまずは判断をして、救援隊本隊と連絡をとりながら受け入れを行っていくというような流れになってございますので、ごらんになっていただければと思います。

それから、続きまして、あとは先ほどの初動標準マニュアルと同様に、 帳票が前回ちょっとお示しできておりませんでしたので、今回新たに掲載 させていただいておりますのが、9ページ目。これは情報管理マニュアル の中で使うものなんですけれども、福祉救援所運営日誌のひな形。これに ついても、今回新たに掲載させていただきました。

それから11ページ目、外来者対応についての対応簿のひな形についても 改めて掲載してございます。

それから、あわせて13ページですね。これは健康管理マニュアルの中で 使う帳票として、改めてまた、健康管理シートのひな形を掲載させていた だいてございます。

それから、引き続きまして、17ページ目ですね。これは、備蓄品の管理 に関係する帳票なんですけれども、食料品の管理簿、あと消耗品の管理簿 のひな形について、新たにこれも掲載させていただきました。

最後になりますけど、あと20ページですね。こちら、ボランティアの対応の際に保険の申込等を行う必要があるんですけれども、そのボランティア保険の申込者一覧ということで、ひな形を新たに掲載させていただいてございます。

主な変更点については、以上でございます。

座長

はい。説明のほうは以上ということでございます。

この1番目の議題について、ご質問、ご意見等ございましたらお寄せい ただければと思います。よろしくお願いします。いかがでしょう。

委員

連合会のほうでも、この間、高円寺の障害者交流館を駆け込み寺というか救援センターみたいな形でやりたいというふうに言ってきて、ようやく備蓄のロッカーが設置されてというか、まあ連合会のほうで買ったんですけども、備蓄の物資を購入し始めたばかりで、一応、区役所のほうで備蓄のロッカーを許可をもらったことについては感謝していますし、それを利用して、これから災害のときに障害者や近くの住民がどうするかは、対応はまだ未定ですけれども、そういう人たちが利用しているとき、あるいは駆け込んできたときに多少の対応ができるような形にしていきたいと思っています。

その意味で、この救援所の開設・運営の標準マニュアルのほう、これは 入所施設版になっていますけれども、うちのほうでもぜひ参考にさせてい ただいて、結構よくできているかなというふうに思いますので、これから うちのほうでも職員とかなんかと相談して、スムーズに災害のときに困っ ている人に対する支援ができるようにしていきたいと思います。

以上です。

座長

はい。ありがとうございました。
事務局、特にこの件については、何かコメントはないですかね。

事務局

非常にすばらしいことだと思います。備蓄品とかは具体的にはどういう 感じでお考えなのでしょうか。

委員

まず食べ物と、それから温めるブランケットというのですか。これぐらいに折り畳めるけれども、広げると防寒になるという。あと、食べ物、水についてはもちろんですけども、あと、ヘッドランプを用意しようかなというふうに思っています。あと、毛布とか何かはもちろん。ベッドが本当は要る、あったほうがいいと思うんですけれども、ベッドはなかなか置くスペースが。ロッカーを置くのさえ大変だったので、とりあえずロッカーに入る範囲でいろいろ――資金については、ここ数年、連合会の会計予算の中から積み立ててきているので、できるだけ買える形でやっていきたいと。食糧なんかについては、何年かごとに、賞味期限等をチェックしながら買いかえていくという形で。

今、まだ、アドバイスを受けながら購入を開始したところですので、基本的には水、食糧と。それから、防寒用品、あるいは安全対策の用品という形で、今考えているところです。

以上です。

座長

はい。

ほかに皆様のほうで何かございますでしょうか。

(なし)

座長

ないようでしたら、部会としては、部会のこのご意見等も踏まえてこちらの案をつくったということで、この部会の親委員会というんですかね、協議会のほうに案として出させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(了承)

座長

はい。ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。 では、続きまして、議題の2番目、人的な支援体制の確保についてとい うことで説明をお願いします。

事務局

はい。それでは、資料の2をごらんください。

これは前回の8月に開催しました第1回の部会でもお示しさせていただいた資料なんですけれども、それを、前回ご意見いただいた後、ご意見等いろいろいただきまして、ちょっと進展がございましたので、今回改めてちょっと加工して、お示しさせていただいてございます。

この資料につきましては、一応、福祉救援所を中心に人の支援という形で作成しておりますけれども、いろいろな人の支援というのは福祉救援所だけではなくて、震災救援所や第二次救援所、あと、場合によっては在宅の避難されている方ですね、そういった方にも人の支援というのがやはり必要となってくるというところで、一応、この図としては福祉救援所を中心に作成しておりますけれども、それ以外の避難所等にも人は必要となってくるということをご理解いただいた上で、お聞きになっていただければと思います。

まず、星印で示している、右のほうにあります、区内関係団体・民間事業者等との協力体制ですね。それから、下のほうにあります、災対本部・救援隊本隊の中の、区のほうの組織ですね、(仮称)福祉救援所支援班の設置。その点が、今回、一応検討課題ということで前回お示しさせていただいたんですけれども、まず、区内関係団体、民間事業者等との協力体制ということで、前回ご意見いただいた中では、通所介護事業者連絡会の方々は協力していただける団体として有効な団体じゃないかというようなご意見もありまして、ちょっと事前に打診をさせていただいたところ、快く、ぜひご協力をさせていただきたいというご内諾をいただきましたので、今後、通所介護事業者連絡会の会合等に事務局として参加させていただいて、意見交換をしながら、どういった体制で協力体制を構築していけるか、その辺を今後詳細を詰めていきたいというふうに思ってございます。最終的には、協定等の締結、そういったところも見据えて意見交換を進めていければと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、区のほうの組織なんですけれども、地域防災計画の改定、恐らく32年度ごろになろうかと思うんですけれども、その改定に向けて災害対策本部の組織のほうも見直しをしていく、これは防災課とも協議をしているところなんですけれども見直しをする予定で、その中で各部署、部ご

との役割についてももっとはっきりと明確化をして、どの部署がどういう 役割を担うのかということを計画の中に明確化をしていきたいというふう に防災課とも今協議をしているところです。

あと、あわせて各部署の役割ごとにマニュアルもつくっていくというような防災課のほうの考え、意見も頂戴してございますので、そこら辺までの細かいところも本部の体制として固めていきたいというふうに思ってございます。

で、あわせて、今回、参考資料としてお配りしております杉並区保健福祉計画(案)、これ、今回席上配付させていただきました、関連ページを抜粋したものなんですけれども、ちょっとごらんになっていただければと思います。

これ、現在改定作業中で、12月1日の広報すぎなみにパブリックコメントを実施いたしました。いろいろご意見を頂戴して、今そのご意見に対する区としての考え方を詰めているところなんですけれども、その12月1日の計画案として公表したものの写しになっております。

1枚めくっていただけると、「重点的に取り組む項目」ということで、 重点推進テーマ、五つ挙げているんですけれども、そのうちのテーマ5に ついて、「災害に備えた体制づくりを支援・推進し、区民の安全を確保」 するということで、災害に備えた体制づくりということを重点テーマとし て掲げてございます。

さらに1枚めくっていただきまして、下のページ番号で言うと22、23ページなんですけれども、そのテーマ5の災害に備えた体制づくりの中の具体的な取組ということで22ページになるんですけれども、まず一つ目の丸が地域が一体となった要配慮者の支援体制づくり、それから二つ目の丸が民間事業者等と協力し、地域における支援体制を強化するということで、この2点について、具体的に今後計画化をして取り組んでいくというふうに考えてございます。

細かい部分で言いますと、ちょっと2枚めくっていただいて、下のページ番号の37、38ページですね。ここがこの部会にも関係するであろう項目なんですけれども、「災害時要配慮者対策の推進」ということで、これは実行計画でも計画化しているんですけれども、この部会に関係するところで言えば、(3)の「福祉救援所の充実」ですね。福祉支援所の指定を今後進めていくということとあわせて、福祉救援所連絡会の運営を定例化していくというようなこともこの計画の中で明確化してございます。

あとは、65、66ページ、その次のページですね、につきまして、災害時 医療体制、これ、ちょっと後ほどまた議題としてお示ししてございますけ れども、災害時医療体制についても計画の中で明確化をしてございますの で、後ほどごらんになっていただければと思います。

以上、保健福祉計画それから地域防災計画、その改定にあわせてこの災害時要配慮者対策の支援につきましてはいろいろと明確化している部分もあるということで、今回ちょっと、ご報告をさせていただきました。

引き続きまして、星印以外の支援機関の一つであります、杉並区災害ボランティアセンターにつきましても重要な支援機関として、人の派遣に関しては重要な役割を担っていただくことになるわけなんですけれども、ボランティアセンターもいろいろと動きがございまして、ぜひ、この部会で

も報告をお願いしたいというふうに考えまして、本日、ご担当の社会福祉 協議会の兵藤課長がオブザーバーとしてお呼びしてございますので、最近 の動き等につきましてご説明いただければと思いますので、どうぞよろし くお願いします。

#### 杉並区社会福祉協議会地域支援課長

はい。ただいまご紹介いただきました、杉並区社会福祉協議会地域支援 課長の兵藤といいます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、本日、A4の2枚、資料をお手元に配らせていただいて あるかと思います。

近年の災害では、かなりマスコミ等も早くから災害ボランティアセンターのことについては取り上げられるという、昨今の状況になっておりますので、杉並区の災害に対してもできるだけ実効性のあるような対応をしっかりと平時から備えていくということで、私どもは、特に私の経験からもそうですが、中越、その後のまた東日本大震災、そのあたりから積極的に取り組んできております。

きょう、お手元の資料をちょっと簡単に説明をさせていただきます。災害ボランティアセンターの機能と役割ということで、資料のほうをごらんください。

最初に「杉並区地域防災計画から」ということで書かせていただいたものは、平成17年6月に杉並区と災害時におけるボランティア活動に関する協定というのを私ども杉並区社会福祉協議会は締結しておりまして、災害発生時に災害応急対策の活動等を行うボランティア活動の協力体制を整えるというのが目的で、協定を結んでおります。

で、この協定に基づいて、災害発生時、災害ボランティアセンターを、 協定上は、現在の私どもが入っておりますあんさんぶる荻窪内を協定上の 設置場所ということで、次のような活動を行うということで、(1)から(5) ということで記されているものをちょっと書かせていただきました。

皆さんもご存じのとおり、4月に私どもウェルファーム杉並という新しい施設のほうに移転をします。なので、協定は改めて4月に結び直しという話を防災課等としております。あと、災害時ということなんですが、17年に結んだときには、現在は震度6弱以上というようなことがありますが、区が災害対策本部を設置した場合、また、区との協議で、必要があれば震度6弱とかいうようなことに関係なく協議をして、必要とあれば立ち上げるというようなことで、過去、あれは小規模の、善福寺川の豪雨災害による水害が発生した際にも約1カ月間という形の期間でしたけども、水害は即対応、短期決戦と言われておりますので、その間も1カ月間の小規模な災害ボランティアセンターというのを立ち上げております。

そんなことで、設置のことに関してはその都度区との協議と。また、設置場所についても、区内の被災状況によって、区との協議によって最適な場所に設置をするというようなことを一応、担当の課長としては考えております。

それから、次の「災害ボランティアセンターとは」ということで、これは私どもの考え方ということでちょっとお示しをさせていただいている部分ですが、被災者を支援するためのものが災害ボランティアセンターということで、今お話のとおりに災害発生時に発生する被災者のたくさんの困

りごとを、駆けつけてくださる、また、区民の方も当然ボランティアとして活動してくださる方もいますが、その方々が活動しやすいような環境を整えて、設置して、コーディネートしていくというもので、単にということで書かせていただきましたが、全国からわっと来るようなボランティアのためのものではないというようなことで、あくまでも被災者、支援というのを前面に掲げて運営をしていくということで考えております。

設置時期は、私どももマニュアルを用意しておりまして、また、その都度改訂をいろいろしながら訓練を繰り返しているんですが、近年では発災直後からもうそのような注目を浴びたりしますので、開設は近年の関係ですと、大体3日目から4日目、救命救急の活動の72時間が過ぎた後のというところで動き出すというのが基本的に考えておるところですが、ただ、情報発信だけは早目にというようなことで、もう、発災直後から情報発信をして、3日後に立ち上げますというような形の情報はできるだけ早くしたいというふうに考えております。

あと、これもまた被災状況によって、かなり長期化するというようなこともございますが、場合によってはほんと数年というようなことで開設されているセンターもございますが、多くは徐々に日常活動の、私どもも杉並ボランティアセンターという事業部を持っておりますので、杉並ボランティアセンターで引き受けられるような形に徐々にしながら閉所するというようなことを考えております。

で、下の図は、もうこのような形で、運営に際してはさまざまな機関から、また、当然行政もそうですし、地元のボランティアグループ、また専門職の団体。で、社会福祉協議会は全国組織ですので、東日本大震災の際にも、全国の社協がブロックごとに分かれて、被災地3県を支援するという形で、その際、東京は関東甲信越ブロックということで、その際には福島県というふうに割り当てられまして、関東甲信越ブロックの社協は都道府県の社会福祉協議会を通じて、福島県内で立ち上がる災害ボランティアセンターの運営に携わる、支援するというようなことでしておりましたので、社協組織そのものも当然ですが、全国からさまざまな団体が支援に訪れていただける方々を災害ボランティアセンターで受けとめて、被災者の支援に当たるということになります。

裏面のほうに行きまして、これもあくまで考え方ということでご理解いただきたいんですが、法的な決まりでここは制度として行うということではないですので、災害ボランティアセンターは被災状況に応じて、また、駆けつけていただいた支援者の方々、また、その組織の持っているいろんな技術、能力、それを最大限に活用するような形でのコーディネートということで、実際に熊本や九州での北部豪雨の被災地では、当然行政も協定の関係で建設業者とやりとりをしながらというところがあったかと思いますが、災害ボランティアセンターで建築関係者の業者を受け入れて、専門的なユンボとかそういうような機材も当然持ち込んでいただいて、被災者の支援につながるような早い対応をするというような形で、さまざまなそういう専門性をできるだけ被災地に生かすという形で運営をしていくということで、特に決まりがあることではないということで考えております。

福祉関係の、特に専門職の団体なども、このところは組織立って行動しておりますので、ただ、そこを介さないという方々のまた専門職の方も積

極的に災害ボランティアセンターを訪ねていただければ、積極的に受け入れて、必要なところに派遣するというようなことで取り組んでいきたいというふうに考えております。

次が「災害ボランティアセンターの機能と役割」というところで、前の図のような形で被災者の支援のために、被災状況の把握、ニーズの把握、一般ボランティアの活動調整、被災者支援のプログラム、このプログラム作りというところは、支援がかなり長期化していく中でさまざまな支援の段階がまた変わるかと思いますので、そのような段階によって、そのような積極的なプログラム作りをして、またそれに携わっていくボランティアの募集を行うなんていうことも機能として考えております。

5番目の部分は、「様々な団体のコーディネート」で、また重要なところが6番目の情報発信とまた情報共有というところで、7番の「行政との連携・調整」も含めて杉並での状況をできるだけ積極的に発信するという発信力も兼ね備えた、またこの部分も積極的に力を入れていきたいと思っております。

現在、「杉並社協における平時の取り組み」ということで、四つの項目を書かせていただきました。保健福祉計画のほうにも取り上げていただいた項目がございますが、東日本大震災の長期的な支援をしながら、やはり当然最初から考えていたことですが、社会福祉協議会の職員だけでは当然運営ができないということで、25年度から災害ボランティアセンターの運営スタッフ養成のための講座というのを行っております。

今年度で5期が先週ちょうど終了しましたが、今までに100名を超える方が受講していただいております。幸いにも27年に、1期生、2期生が中心となって「杉並災害ボランティアの会」というのを結成いただいて、今、現在5期生も大分入っていただけたので、60名強ぐらいですかね、の方々で今構成して、養成講座の運営協力、また今年度については、特に社会福祉協議会の職員と合同勉強会などを行っております。

次が「災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練」ということで 毎年1回行っておりますが、様々な人と団体とともに運営する災害ボラン ティアセンターですので、いろんなことを想定しながらということで、毎 年見直しをしながら実施をしております。今月の1月8日の月曜日、成人の 日のお休みの日でしたけれども、セシオン杉並を使わさせていただいて実 施をしております。今年度は、初めて震災救援所の運営連絡会の方々への 参加もちょっと呼びかけ、民生委員、児童委員にも呼びかけるということ で、総勢で106名という形で、かなり趣向を凝らして、リアルな状況をか なり意識して、今年度は取り組みました。

次の「災害ボランティアネットワーク連絡会」。これがまた保健福祉計画にも取り上げていただきましたが、平時からやはり準備をいろいろしておかなきゃいけないですが、私どもだけではということで、様々な団体との顔の見える関係を作っておいて、備え、またいろんな災害ボランティアにかかわる情報、課題を共有して、特に課題についてはその方々と解決に向けた協議を一緒にしていただきたいということで、連絡会の立ち上げということで、今年度、11月に立ち上げまして、現在は準備会ということで年度内にもう一回準備会を行いまして、30年度、一応正式に立ち上げるということで予定しております。

これに伴いまして、近隣の社会福祉協議会、都内では幾つかのブロックという形で、近隣の社協が日常的な業務でも連絡をとり合う関係性がございまして、杉並は城西ブロックというブロックに属しておりまして、板橋、豊島、練馬、中野、杉並という五つの自治体の社協で構成しているんですが、そこのそれぞれの社協も災害ボランティアセンターの立ち上げで各行政と協定を結んでおりますので、お互いに区境のことだったり、ボランティアの支援で杉並では生かせないような団体が来たときにはお互いにそれを情報共有して他地区で活動いただくなんていうことも含めて、相互協力の協定を今年度の8月に結んでおります。今後、定期的にこれも情報交換の場を設けながら、より実効性のある、ちょっと相互協力の形をつくっていこうというふうに考えております。

準備会の中でご報告をしながら、先進地区の視察というのも行いました。今月ですが、お隣の世田谷区に、先進地区ということで視察に行って、そちらも養成講座をやっておりますので、養成講座の様子なども見させていただいています。世田谷もかなり広い自治体ですので、91カ所の避難所がやはり開設するという形で計画がされておりまして、世田谷はもともと五つの地域を大きく、さまざまな、行政の区割りという形でいろんな施策が展開されておりまして、その5地域にたまたま大学が5大学ありまして、災害ボランティアセンターのサテライトというような形の位置づけで運営をしていくとか、5カ所ある行政のまちづくりセンターというものがその取り仕切りを世田谷区の災害ボランティアセンターは考えるとか、27カ所、世田谷区は地域包括支援センターがあるんですが、そこがニーズの受付の一つの窓口になるとか、いろいろかなり参考になるようなことも聞かせていただいたので、またこれも連絡会のほうで共有しながら、いろいろ、今後の杉並の取り組みに生かしていきたいと思っております。

最後は、災害ボランティアセンターのやはり周知、PRというのは、日ごろからやらなきゃいけませんので、もう一枚配らせていただいたものは、毎年杉並区が実施する総合防災訓練等に出展したりということで、区民に災害ボランティアセンターの周知を行っているということでのチラシを見本できょう配付させていただきました。

このように、平時の取り組みは一応「備える」ということではやっておりますが、まだまだやはり課題が杉並の場合にも多くあって、杉並も広いですので、本当に世田谷さんで聞いてきました、どのような形で杉並もサテライトみたいな形をちょっと考えられたらということも考えておりますし、その辺は連絡会を進めながら区とともにその辺の体制を整えていきたいというふうに思っておりますので、簡単ですが、災害ボランティアセンターについての、以上、報告です。

座長

説明は以上でよろしいですか。

事務局

はい。

座長

質疑のほうに入りますけれども、議題としてはこの人的な支援体制の確保ということで、これについても、こう、この部会で議論いただいて、その結果をやっぱり協議会のほうにも挙げていくという内容でよろしいんで

すか。

事務局

はい。

座長

さっきの災害ボランティアセンターは参考の情報ということでここどまりで、最初の資料の2番のほうを出していくという、そういう考えでいいんですかね。

事務局

はい。

座長

そういうことでございますので、皆様のほうからまたご質問、ご意見等ございましたらお寄せいただけばと思いますが、いかがでしょうか。

もしなければ、私から1個お尋ねしたいことがありまして、区内の関係 団体民間事業者の応援というところで、通所介護事業者連絡会の皆さんと はそういうお話が進んでいるということがあって、あと、私どもの社会福 祉協議会としてもいろんな区内の社会福祉法人があって、そういう方々と いうのが、今、法人としての社会貢献というのをいろいろ検討していただ いています。その中のメニューの一つに、この災害時の対応だとか人的な 支援だとか、そういうことを入れていけないかなというところを、私ども 社協としてまだ考えているレベルなんですけどね、そんなことも考えてい まして、ここの部分についてはより広い範囲から、やはり困ったときには いろんな方のお力をかりるような関係づくりというのは日ごろから大切な のかなと思っていまして、そのあたりちょっと動きを我々としてもしたい なというふうに思っています。

事務局

今、座長おっしゃられたとおり、通所介護事業者連絡会の方々とは、今後、協力体制の構築に向けて詳細を詰めていくんですけれども、それ以外にもいろんな関係団体が協力をしていただけるというのが本当に理想的だというように事務局として思っておりまして、またあわせてきょう、僕のほうから話を振るのはちょっと僭越なんですけど、ケア24の方もこの協議会に今回から参加していただけることになりましたので、ぜひ何らかの形で協力体制というものを今後つくっていけたらいいなということは事務局として思っているところでございます。

座長

それぞれのところの、まず施設の、何というんですかね、機能をまず確保するということは前提として、その上で余力というか助けられる力があるようであれば、ご協力いただきたいというところでございます。

皆さんのほうで何かご質問――ああ、じゃあ。

委員

ちょっとせこい話になるのかどうかわかりませんけれども、人的支援体制の問題というと、通常よりも人が動く。ということは、その人的支援とか人件費というか、活動に対してお金がかかることを杉並区のほうで本来的には補償していかなければいけないんじゃないかなというふうに思っています。通所の介護事業所にしてもどこにしても、普通よりも人が動くわけですよね。ふだんどおりにただその人の家に行ってということだけじゃ

なくて、行かないところにも一応安否確認とか行く形になると思うんで、 その辺の多分事業所ではそんなにお金を準備していないんじゃないかなと いうふうに思うんですよ。

で、連合会のほうでは、災害がもし起きて、とんでもないことになった場合は、連合会は法人化基金というのをちょうど500万円、連合会ができてから十何年間そのまま定期預金しているんですけど、それを取り崩してでも救援に当たろうという形で、総会なんかでみんなの了解ももらっているんで、一応500万円が多分使わないで残っていると思うんで、それと、あと毎年災害対策基金を30万とか50万とか、使わないときにはもうそのまま災害対策金という形でためていって、例えば夜起きて、次の日まで、もしかしたら職員が残らなければいけない、交流館の。そのときには手当をちゃんと出そうというような準備とか心構えはしているんですけれども。役所のほうでもあるいは各事業所のほうでも、多分口に出せないだろうけれども、本来的にはそういうようなことをやっていかないと、事業所がかなり苦しい状況になると思うので。

多分今すぐやろうと思っても、予算的にはできないと思うんですけれど も、将来的な計画としては、役所としても、この、基本構想でも災害時の 安心・安全とか、何かそういうような杉並区の将来像を描いているんで、 そこにもちゃんと災害対策にも目を向けた予算配置みたいなものを将来的 にしていってほしいなと思います。

副座長

一応区の保健福祉部管理課長のほうから。防災課ではないので、私ども の考え方としてお話しできればと思います。

まず、おっしゃるように、人的支援といったときに、もちろん人を動かすことについてのお金、コストがかかってくるというのは、まさしくそのとおりだと思います。ただ、例えば3.11のときに、実際にそれぞれの人がそれぞれ支え合いの中で動いたということについて、実際にどこまで補償されたのかということについては、非常に難しい部分があると思います。

ただ、そういったところについては、皆さんの協力、助け合いの精神によらなければならない部分がある一方で、人を動かすためにコストがかかるということについても十分理解はしております。

そこについては、皆さんが動きやすいように、杉並区としても支援していくということは、やっぱり考えていかなければならないなということで、今の話はまず受けとめさせていただきたいと思います。

3.11のときの事例について、杉並区の対応を説明させていただきたいと 思います。

当時、3.11が起きたときに、杉並区の交流都市の南相馬市というところがまさしく被災を受けました。そのときに、実は言うと、災害対策基本法という法律は、都道府県レベルを超える支援の場合は、必ず東京都から福島県に支援の要請、応諾があった上で杉並区が動かなきゃならないという関係がありましたが、杉並区は、区長が杉並区と南相馬市は交流都市であるということの中で、やっぱりそこは支援していきたいと。東京都と福島県の協議を待っていたら時間がかかり過ぎるからということで、トップの判断で、福島県の南相馬市を支援するというトップの判断をいたしました。

ただ、そのとき、当たり前ですけれど、例えば被災地から、別の交流都市の東吾妻の杉並の持っている保養施設にバスで移送するにしてもお金がかかります。そういった部分はどうするか。その時点では国からお金が出るかどうかわかりませんが、それは区長としての政治判断の中で、国のほうからお金が出ないかもしれないけれど持ちますよという判断のもとで動きました。そういうことで安心していただいた中で、民間事業者に協力を得て、対応したという実例もございます。

実際に杉並区だけじゃなくて東京23区で地震等が起きたときの対応というのは、まさしくそういった判断のもとで、皆様が動きやすいような対応ということを区としても求めていく。そういう支援もしていかなければならないなと思っております。

いざというときについては、やはり区だけでは何もできません。皆様ご存じのとおり、阪神淡路大震災のときに消防・警察等に助けられた人というのは、本当にわずかだったと。ほとんどが隣近所の人たちによって瓦れきの中から助けられたというような話に見られるように、やはり共助の力というのは非常に大事だと思っております。そういった中には、皆さんの中での支援の輪、皆さんが動きやすいような支援というのをこれから考えていければなと思っております。

委員

いいですか。はい。どこの事業所もどこの団体も、多分お金のことを考えて動くという多分余裕もないし、まず誰か、みんなを助けなきゃというふうな気持ちで動いていると思うので。

ただ、今みたいに区の姿勢をきちっと明らかにしておくと、事業所にしても各団体にしても、1日、2日は自分たちで助け合おうよと。でも、長期、1カ月、何カ月になってくると、やっぱりそれは過労というかそういうものも含めると、そういうときには区のほうでできる限りバックアップしますよという、具体的なことは言わなくても、支援しバックアップする体制をつくっていきます、いますというふうな、そういう宣言じゃないけれども、さっき言ったようなことを南相馬のときもやったんですと。ね。国や都がどうかじゃなくて、杉並区としてそういうふうなものをみんなで助け合いながらつくっていきましょうということを、区の姿勢として、こう、みんなにPRするかしないかで、多分みんなのやる気が変わってくると思うので、ぜひそういうのは、これからも積極的に区の姿勢をPRしてほしいなと思います。

副座長

すみません。本当にありがとうございました。今の話というのは、まさしく私だけで受けとめる話ではなくて、区全体がまさしく受けとめる話だなと思っております。

災害の話については例えば防災課で、要配慮者については保健福祉部管理課というだけではなくて、やはり区全体がそういう意識を共有した上で、いざというときは皆さんのために我々も汗をかきますと。なので一緒に皆さん汗をかいてください、協力しながら皆さんで助け合っていきましょうという姿勢を、区のほうはあんまりそういうのが前面に出ていないということだと思いますので、もう少しそういうところがうまく見えるように、我々としても発信していければなと思います。

座長

はい。

ほかに、皆様のほうで何かございますでしょうか。

委員

いいですか。すみません。

震災救援所のほうを代表して、ちょっとお話をさせていただきますけれども、この資料2の流れがいろいろ書いてあるんですが、さっきのマニュアルともかかわることなんですけども、全ての福祉救援所が災害時に福祉救援所として立ち上がるというふうな条件にはなっていないですよね。すなわち、うちはそういう体制ではありませんという状況であれば、そこは立ち上がらないということがマニュアル化されていますので。したがって、震災救援所としては、要配慮者の方は、一旦全て震災救援所にお連れをすることになると思うんですね、自宅待機以外は。

しかし、震災救援所の立場からすると、福祉救援所があれば、そこにお連れできるんだと判断している人が多分ほとんどだと思うんです。でも、現状はそうじゃなくて、指定されていても、立ち上がらない福祉救援所、当然利用者さんももともといらっしゃるところもありますし、キャパ的に難しい状況のところというのは当然ありますから。このマニュアルは、私はとてもいいマニュアルだと思うんですね。

何がお話ししたいかといいますと、震災救援所にいわば保留されるというか、そこで生活をされるパターンというのはふえると思いますので、このマニュアル、すごく丁寧につくられていまして、私はとてもいいなと思っているんですけど、ぜひ、そういう状況になったときに、震災救援所にもこれに準ずるような機能を備えておかないと、要配慮者の方は、非常に不安なままそこに行くということになりますので。

毎年6月には会長・所長会というのがございますから、そういった折に、ぜひこのマニュアルも配付していただいて、震災救援所のほうにもそういったことを準備する必要があるんだというコメントも、ぜひ保健福祉部のほうからお伝えいただきたいなというふうに思いますし、私はそのつもりで準備したいなと思います。

はい。以上です。

事務局

はい。ありがとうございます。

まさに委員おっしゃるとおり、全員、全ての要配慮者を福祉救援所で受け入れるということは多分不可能だというふうに事務局としても思っておりまして、会長・所長会のときに――第一部会のほうで救護支援部のほうのマニュアルの改訂も今行っているんですね。それの、お示しする、その改訂したものをお示しするのとあわせて、福祉救援所のマニュアルについても、こういうものをつくりましたということでお示ししたいと思っています。

本当におっしゃるとおり、震災救援所にとどまらなきゃならない要配慮 者の方は絶対いると思いますので、人の支援という部分に関しては、福祉 救援所だけでなくて、震災救援所のほうにもある程度福祉専門職の方の協力、派遣というのは必要になってくるのかなというふうに事務局としても 思っておりますので、その辺の協力体制、どういう体制を構築していくか ということを、今後ちょっと詳細を詰めていきたいというふうに思っています。

座長

今のお話、大変現実的な対応だと思いますね。

それで、そこの部分で相手方のほうが物すごい過度な期待をしていたり、だけど受け皿としてはそんなのじゃないというところの行き違いというのは、本当に危ない話かと思いますから。

で、心配しているのは、特に、区のほうが保健福祉部の管理課と防災課ということで、これ、担当が分かれていて、それぞれでこれを今つくっているわけですけれど、防災課と紙だけの情報共有だけじゃなくて、問題点の共有化というものをしていただければと思いますので、お願いします。

委員

先ほどちょっとケア24が今回入ってというお話をいただきまして、ケア24は、20カ所、13法人ある中で、それぞれ、多分法人の中に組み込まれながら、何ができるのかというふうにして、ちょっと常々思っているところなんですけれども、そこでちょっと参考までに伺いたいのが、先ほど世田谷区のほうで、27カ所の包括がニーズを把握するというお話もあったかと思うんですけれども、ちなみにその、世田谷区のニーズを把握するというのは、どういう業務をそういう発災時に行うということに、一応取り決められているのかというのをちょっと伺えればと思いました。

杉並区社会福祉協議会地域福祉課長

はい。世田谷区の地域防災計画などをまたごらんになっていただいたりすると本来よろしいんですが、ちょっと聞いてきた話を、正確じゃないかもしれないですけどちょっとお伝えすると、その27カ所の地域包括支援センターが、それぞれのエリアで担当している91カ所の震災救援所のエリア内の在宅者も含めた困りごとということを拾い上げるという役割をしてもらうということを聞いてきました。

ちょっとどのようなまたニーズの流れをするかというところまではちょっと伺っていないですが、そういうふうな受けとめる窓口ということで実施を考えているというふうに言っておりました。

委員

ありがとうございます。

座長

よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

地域包括ケア推進担当課長

すみません。幹事のほうからすみません。今ケア24の話が出て、余り期待され過ぎると、ちょっとケア24の職員の方も大変かなと思って、一言お話ししようと思うんですが。

ケア24は、各所5名職員です。まあ、5名以上ということで。それで、やはり区内に住んでいる職員の方も少ないですので、避難所の立ち上げのときには、まずケア24の事務所の確認とかというようなところから始めて、だんだん落ちついてきたら、本来業務ですけども、高齢者の相談というところで、災害に伴いましていろいろ相談は入ってくると思いますが、そういうことの相談対応を中心にして行っていくようになるのかなと考えてお

ります。そのことだけ、ちょっとお伝えしておこうと思います。以上です。

座長

今、その実態というところでお話がありましたけど、その辺はそれぞれの事業者さんもそれぞれの事業者さんなりに抱えながら、そういう災害時の対応というのはされるかと思います。

通所介護事業者さんたちもやっぱり同じかと思いますけど、そういう中で、やっぱりいざ非常時というときに、どうみんなで助け合って、汗をかいて、そこを乗り切っていくかというところでは、私は、もうケア24も含めて、そこはみんなでやっぱりやっていくというところの意思確認はやっぱりしておかなきゃいけないかなと思いますので、実情は実情として承って、今後の中では、きょうこの資料も出されているような形の中で考えていければと思います。

いかがでしょうか。

委員

今ご説明いただいたところで、通所介護事業者連絡会と区役所との協力体制を構築していくという中で、結局私の法人も自分のところのデイサービスは1カ所しか運営していないですし、やっぱりケア24さんと一緒で、民間でもありますし、法人も違えば形態も違いますし、何より人数が違うので、50人以上の規模のところもあれば、うちのように20名ちょっと、また10名以下のデイサービスなんかもあるので、どのような連携をとっていけるかというのは、これから話し合いをしていくような形になると思うんですね。

ただ、ノウハウを持っていて専門職が集まっていることと、何より要配慮者の方が集まってくる場所であるので、締結、協定を結ぼうと結ぶまいと、やっぱり通所としての役割、使命というのはあると思うので、そのあたりで皆さん、今42カ所、会員になってくださっている団体があるんですけれど、あと1月と3月にそれぞれ研修会が1回ずつ控えているので、そこでまた、もうちょっと参加していただこうと思っているんですが、今、通所介護事業者連絡会に参加している団体プラス、ふれあいの家がありますので、そのあたりのふれあいの家のほうにも呼びかけをさせていただいて、そのあたりで、どういうふうにこちらとしては、まあ人はいるけれど、お金とか物はないとかというところもあったりするので、そのあたりもしっかりとこちらからの意見として、お話ししていただいたところなんですけれど。

やっぱり、できることとできないことというのを確認しておくことと、また、デイサービスだったりすると、日中発災のときには職員がいると思うんですけれど、そういった意味での夜間の体制とかをじゃあ協定を結ぶときには、どういうふうにしていくのかというところも、多分これは詰めていかなきゃいけないところだと思うので、そのあたりのことも踏まえて、丁寧に確認をしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

座長

はい。ありがとうございます。 ほかによろしいでしょうか。

# (なし)

座長

それでは、この資料2のほう、人的な支援体制の確保ということでの案でございますけれども、これを部会としても検討して、その結果として協議会のほうに上げていくということでよろしいでしょうか。

副座長

すみません。今、本当に大事な議論をしていただいたというふうに、本 当に思いました。ありがとうございました。

で、皆さんがご心配している、まず人的支援、実際何か起きたときはお 金が先にという話じゃなくて、いかに助けるかというお話になると思うん ですけど、そうはいっても、今、利用者が来ている場合に利用者を助けな きゃいけない。その上でという話、それもまさしくおっしゃるとおりだと 思います。

日中は人がいるけれど、例えばケア24さんも夜はいないとか、それもまさしく事実だと思います。これというのは、まさしく会長もおっしゃっていましたけれど、本日のこの場というのは、まずはみんなで同じ方向を向いていきたいというための場と理解させていただいています。

それぞれ、できることできないことがあるのは、まさしくそのとおりだと思います。ですから皆さんの中で、できることをそれぞれ少しずつ助け合いの中で、多層的に支援していく、そういったうまく助け合いの場、助け合いの輪を広げていければなと思っております。

今いただいた宿題等も我々としても受けとめさせていただいて、本日、 防災課は来ておりませんが、常日ごろ防災課と協議もしております。管理 課だけの話、防災課だけの話ではなく、縦割りじゃない形で対応も図って まいりたいと思いますので、次回に向けても、我々も勉強させていただい たことを反映させていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

座長

はい。ということで、今のお話も含めて、原案の内容で協議会のほうに 出すということでよろしいでしょうか。

# (了承)

座長

はい。ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。 じゃあ、続きまして、議題の3番目、医療依存度の高い要配慮者の支援 についてということで、説明をお願いします。

事務局

はい。これにつきましては、主管課が健康推進課のほうになっておりますので、本日、いらしていただいておりますので、説明のほうをよろしくお願いいたします。

健康推進課

はい。資料3、医療依存度の高い在宅療養者への支援体制についてということで、説明させていただきます。

それでは、説明のほうを始めさせていただきます。

杉並区では、災害が発生した時に自力で避難することが困難な高齢者や

障害者であります災害時要配慮者の安否や避難行動等を、支援体制を推進するために、「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」の整備を進めているところでございます。

現在、9千人の方が登録されておりますが、この中の災害時要配慮者の中には、在宅人工呼吸器患者等医療依存度の高い在宅療養者が、平成27年度現在ですけども、約120人おられます。

この方は、震災救援所や福祉救援所へ避難することは厳しく、自宅に留まって、保健師や訪問看護師等の外部の方の支援があるまでは、自力で生活することになります。

災害の備えとして、医療依存度の高い方自身も、電源や酸素ボンベ等をある程度備蓄することが必要でございますが、災害ですので、バッテリー切れや物品の破損等、不測の事態にも考えられます。区としても可能な限りの物資の支援を行っていくことが重要であると考えております。

そこで、杉並区では、平成29年4月現在でございますが、医療依存度の高い在宅療養者への支援として、貸出用の自家発電機や酸素ボンベ等を荻窪・高円寺・高井戸の3保健センターに整備しました。整備した内容につきましては、下のほうに書いてございます。

今後ですけれども、「たすけあいネットワーク(地域の手)」の登録者は、当然増えていくことが想定されます。貸出用物品数については、今後検討してまいる所存でございます。

なお、1点だけちょっとすみません、注意書きなんですけども、医療機器充電用発電機(エネポ)でございますけども、こちらは貸出用ではなくて、保健所に来ていただいて、必要な機材の充電をしていただく、そういったものでございます。

私からの説明は以上です。

座長

はい。ただいま議題の3番目について説明がございました。

これについても、この部会でもんで、その意見等を踏まえて修正したものを区として協議会のほうに上げていくという、そういう理解でよろしいんでしょうか。

事務局

はい。

座長

はい。ということでございますけど、質疑のほうをお願いできればと思います。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

委員

この120人の方々が在宅にとどまるというところの、在宅でのこの今の配備の機器の量の、全然不足だとは思うんですが、今後の配備する、ふやしていくとか、そういう予定があるのかないかとか。これが、ここまでたどり着けない人もきっといますよね。発電機のところまでたどり着けない。

私たちも保健師さんもフルで動けるとは思えませんし、そういうところの支援というところですね。機械ではなくて、そこまでこれを借りに行くじゃあ人材が確保できなかったときのとか、そういうところまで考えていらっしゃるかどうかというのはちょっと確認したいんですけども。

# 保健予防課

在宅人工呼吸器使用者の方のとりまとめをしており、区には人工呼吸器 を使っている方が35名いらっしゃいます。20人が難病の方、15人が小児で す。

区は、人工呼吸器を使っている方には、災害時個別支援計画を立てていまして、災害時に誰が見に行くか、何時間ぐらい充電がもつかというような計画は、一人一人に基本的には立てておりまして、それによって動くということになっております。

委員

まあ、呼吸器の方は人数も少ないですし、生命にかかわることなのでいいんですけど、在宅酸素を使っている方というのもたくさんいらっしゃると思うんです。各家庭に非常用の酸素ボンベは携帯しているかと思うんですけれども、本数も限られていますし、じゃあ新たにボンベの追加が届くかというと、きっと発災時は無理だと思うんですね。

そうなったときに、こういう人たちが結局酸素を求めて震災救援所や福祉救援所に行って、電源の確保ができるのかとか、そういうところを考えていらっしゃるかなという確認もしたいです。

# 健康推進課

はい。これ、今後の話なんですけども、実を言うと昨年の4月に設置したばかりでございます。先ほど座長のほうからもちょっとお話がありましたけれども、本協議会のご意見を承った上で、私、保健所なんですけども、災害時要配慮者につきましては保健福祉部管理課がやっております。あと、保健所の中でもいろんな部署がありますけれども、そういった関係部署と調整をしながら、在宅にとどまる方が災害に遭われたときにどのような支援ができるかというのはちょっと今後考えて、皆さんのご意見も賜りながら、どういった体制がとれるかというのはちょっと検討してまいりたいなと思っております。

座長

よろしいでしょうか。 お願いします。

委員

人工呼吸器とか在宅で医療的なものが必要なものについては、たしか今年度は、ちょっと私、ちょっと覚えがないんですけど、去年かおととしの段階で、全員について一応どういうふうにするのか。例えば家でだめな場合はどこかにヘリコプターとかなんかで運ぶとかいうことも含めて、全員に対しての対策はつくったというふうに去年かおととし聞いているんですけど、それはなくなっちゃったんですか。たしか、そう言っていたよね。

## 保健予防課

個別支援計画は、人工呼吸器を使っている人なので、先ほどおっしゃられたように酸素を使っている人まで全員に作っておりません。

ただ、委員の方から、在宅酸素の方もやはり災害時に配慮が必要なのではないか、在宅にとどまるためにはそういった支援が必要じゃないかというご意見をいただいたということでよろしいですかね。

委員

じゃあ、今後の検討課題ということですかね。

座長

この部会というのが民間事業者等を含む地域団体の協働連携体制の構築という部会でございますので、我々このメンバーとしてはできるだけの協力はしていかなきゃいけないという、共通理解を持っているかと思いますけれども、それにしても、だから、それをしていくためにも、やっぱりある程度行政のほうでのそこの体制づくりというのは、やっぱり我々、協力はするけれどもできること限られていますので、その本来の部分については、保健所、それから保健福祉部、危機管理も含めて検討を進めていただいて、そして、そういうところでの信頼関係の中で、協力関係についても構築していかなきゃいけないかなと、そのように思います。はい。

委員

一応、マニュアルなんですけど、この酸素をやっている方たちとか、特に認知がなければ、自分である程度管理できると思うので、もっと災害時のときに切れないような、例えば電池が切れないように、常にこう、確認して、予備のものを用意しておくとか、そういう指導をある程度自分でも守るということを指導して、こちらだけで支援するというんじゃなくて、やっぱり自分で管理できる方は、自分である程度災害時に守るというか、自分を守るというような、そういうマニュアルを配付するとか、そういうふうなのも必要かなと。こちらだけでやっていくのは、もう限度があるし、要配慮者だけじゃなくて、災害時は、急に配慮者になる方はいっぱい出るわけで、ヘリコプターがだから配慮者だけに行くというわけじゃなくて、けがをすればもっと、出血がひどければ、もっと緊急の方もふえると思うので。早い話、災害――施設のほうで被害がひどければ、逆に配慮者がいっぱい出てしまうということになると思うので。

あと、避難するにしてもしないにしても、この前の東北のところで訴訟 問題もいっぱい出ているので、幼稚園で、逆に戻したら全部亡くなって、 訴訟が起きるとか、そういうことも実際起きているので、そういういろん な細かいところも、もっと検討していただければいいのかなと思うんです けど。

保健予防課

区では在宅医療連携推進協議会の下にある研修の中で、要配慮者、医療依存度の高い方の災害時に在宅にかかわるいろいろな事業所の方に来ていただいて、研修をいたしました。

マニュアルももちろんそうなんですけれども、研修ですとか日ごろの連携の中で、やはり災害時それぞれ在宅にいる方をどういうふうに支援していこうか、1ケース1ケース考えていけるような、研修を含めた支援体制を考えていきたいと、思っております。

座長

ほかにいかがでしょうか。

委員

すみません。専門外なのですごく初歩的な質問になってしまうんですけども、この在宅療養者の方というのは、電源さえ回復すれば、もとの生活が維持できるのかどうかということと、それから、いろんな機器は貸出用ということなので、これはご自宅にそうすると持っていかれて使用されるのかどうかということと、それから、ここにいろいろ書いてある機器とい

うのは、要は自宅に持ち運べるぐらいのものなのかどうかというところ。 ちょっと、すごく初歩的なことですみません、教えてください。

# 健康推進課

基本的に、貸し出しのものにつきましては、発電機とカセットボンベ、これは先ほどちょっと説明しましたように、こちらに来ていただいて、例えば酸素療法 人工呼吸器を使われる方というのは、私もちょっと研修で聞いたんですけれども、リチウム電池の充電式のものを使っているケースが多いんですけれども、それがなくなった場合、来ていただいて充電するというものでございます。

それ以外、貸出用のインバーター、これは車のソケットにつけていただければ発電できるものですので、こういうのは貸し出しです。あと、酸素ボンベとか足踏み式吸引器なども貸出用のものです。

ですので、基本的に医療充電機のエネポ以外は貸し出しになっております。

以上です。

委員

はい。ありがとうございます。

座長

ほかにありますでしょうか。

委員

さっきご質問が出たんですけど、私も覚えていまして、一番初めの説明としては、非常に重篤といいますか重い状況にいらっしゃる、今ここで説明されていらっしゃる方々に関しては、多分二、三年前は、全て区のほうで一人ずつ対応しますというふうなお話があったんです。数的にいうと、30名とかそういう人数だったと思うんですけども。そのときはですよ。で、去年ぐらいになってくると、あれっ、これ、もしかしたら、震災救援所のほうも、当然要配慮者ですから安否確認とかに行きますので、フォローする可能性もあるのかなというふうに変わってきたんですね。

今、私としては、例えば安否確認に行ったら、その人が例えば自由に動けないような状態になっていて、例えば今ご説明になっているような、貸出物品の動きに関しても、震災救援所のほうでフォローしなきゃいけないような可能性もあるんじゃないかと私は思っています。

で、何がお話ししたいのかというと、こういった情報は、ぜひ――何だかんだといって、震災救援所は、最後、全部一番前線でその人たちと向かい合うことにならざるを得ないので、個別の対応に関しては、やっぱりど素人集団ですから、ぜひ、個人情報も含めて、民生委員とかもいますので、個人レベルのフォローをどういうふうにしていくのかについて、震災救援所のほうにもぜひ情報を送られることが、ご本人たちにとっては安全、まあ安心じゃないかなと思いますので、そのことだけお伝えしておきたいと思います。お願いします。

座長

はい。ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

(なし)

座長

それでは、この支援体制については、今後こういう方向で進めていきますよという、健康推進課のほうの考えをお伺いして、それについてこちらのほうの懸念材料等を質問したり、意見も申し上げたというところの中でありますので、今後、これについては、この部会としても、一つは急ぎ進めていただきたいということと、進めるに当たっては、今いただいた、特に自助の話だとか、それから震災救援所との情報共有、そういったことについても含めた検討を進めていただきたいということで、この部会としては、お話については聞きましたということにさせていただければと思いますけど、よろしいでしょうか。

(了承)

座長

はい。じゃあ、そのようにさせていただきます。 本日の予定させていただいた議題につきましては、以上でございます。 じゃあ、その他ということで報告。

事務局

区の取組状況について、まとめて報告させていただきます。 ちょっと時間も押しておりますので、災害時要配慮者対策事業に関する今

年度の区の取組状況について、かいつまんで説明させていただきます。資料の4をごらんください。

まず一つ目のたすけあいネットワーク制度の状況ということで、昨年の12月5日現在なんですけれども、避難行動要支援者名簿に登載されている方が2万9,757人ということで3万人近く、ちょっと膨れ上がったんですけれども、これが、理由としましては、難病を患われている方につきまして、これまでちょっと情報を入手することができなかったんですけれども、その情報を入手することが可能になりまして、避難行動要支援者名簿に新たに登載することが可能になりましたので、昨年の同時期、約2万6,700人強だったんですけれども、大幅に増加したということで、3万人近くの方が避難行動要支援者名簿に今現在登載されているという状況でございます。

それから、二つ目のたすけあいネットワーク未登録者に対する登録勧奨の実施ということで、これ、先週の1月18日の木曜日に避難行動要支援者名簿に登載されている約3万人の方のうち、たすけあいネットワークに登録されていない方、約1万8,000名に対しまして、勧奨通知を一斉に発送いたしました。

今現在、先週の木曜に発送して、ぱらぱら問い合わせ等もありますし、あと、新規の申し込みが返ってきているんですけれども、今現在約500件程度の新規の申し込みがありまして、念願だった1万人に登録者が届くかなというふうに、事務局としても期待をしているところでございます。これにつきましては、また3月の全体会のときに、もう少し動きがありますので、その動きについてはご報告させていただきたいと思います。

それから、三つ目の個人情報保護研修の実施。これに関しましては、記載のとおり、4回開催して、34名の方が受講されました。

あと、4番のGIS(地理空間情報システム)を利用した災害時要配慮

者支援システム。これは、一昨年から運用を開始しておりまして、地図等のデータも打ち出せるようになったということで、あと、運用も開始したことによって、職員の訓練なんかも実施しているところでございます。

五つ目の震災救援所等における要配慮者対応訓練の実施ということで、 毎年度立ち上げ訓練を各震災救援所が行っている中で、安否確認訓練等を ぜひ実施してほしいと保健福祉部管理課のほうからもお願いしているとこ ろなんですけれども、大体、今年度に関しましては、3分の1程度の救援所 が安否確認訓練を実施していただいたというところでございます。

それから、先ほど申しましたけれども、校務パソコンを使って、職員の システムの操作訓練も実施してございます。これは、全部ではないんです けれども、数カ所で実施をいたしました。

それから、三つ目の、なのはな生活園それからこども発達センターで、 記載のとおり福祉救援所の立ち上げ訓練を実施いたしまして、我々も一応 関係者としてその訓練に参加して、たすけあいネットワークの状況である とかそういったところ、あと福祉救援所への搬送の基準とかそういったこ とをちょっと講義させていただいたところでございます。

それから、六つ目の福祉救援所連絡会の開催ということで、今年度から 福祉救援所連絡会を立ち上げまして、第1回が6月、第2回を10月に開催い たしました。

意見交換とか情報を共有することが中心の場なんですけれども、いろいろと、マニュアル等もつくっていない事業所もまだありましたので、ぜひつくっていただきたいという啓発と、あと訓練ですね、これもぜひ、来年度に向けても実施する方向で検討していただきたいというようなお話をさせていただいたところです。

で、第3回目につきまして、2月の7日に開催する予定で、年間、次年度 以降も2回から3回ぐらい開催して、定例化していきたいなというふうに考 えてございます。

それから、裏面に行きまして、七つ目、福祉救援所への特設公衆電話の設置ということで、これは各福祉救援所にお声かけさせていただきまして、ぜひ公衆電話を設置しませんかということで啓発をさせていただきまして、民間施設17施設のうち14施設がぜひ設置をしたいというようなご希望がありまして、そのうち5施設については既に工事が完了してございます。残りの施設につきましても随時調査と設置工事を実施して、今年度中には電話機の設置までできたらいいなということで今進めているところでございます。

はい。以上です。

座長

じゃあ、その他の1番目のほうについて今ご説明がありましたけど、何かご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

座長

はい。引き続きで、2番目。

事務局

はい。以上がきょうの議題といいますか報告事項等も含めてなんですけ

れども、この協議会の全体会につきまして、3月22日の午前10時から開催する予定でございます。きょうご参加されております委員の方にも、改めてまた開催のご案内はさせていただきますけれども、ぜひご予定のほうをしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。はい。以上です。

座長

はい。ということでございます。スケジュールですから、特によろしいでしょうかね、質問は。

予定させていただいた議事は、以上でございます。

皆様のほうで、この際という何かご発言とかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

座長

それでは、この部会については閉会とさせていただきます。ありがとうございました。